ASEAN における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	ATIGA原産地証明書発給遅れの問題	・ASEAN域内では、船足が短いため、ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。 （継続）	・出荷国で、船積み前のForm Dの発給を認めてほしい。	・ASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA)
		JEITA	(2)	原産地証明書に付いての規則	・2020年9月よりATIGAが修正され、フォームDへのFOB価格記載の義務が撤廃されたが、インドネシア、ラオス、カンボジアは対象外となっている。弊社インドネシア委託先工場からベトナム得意先へ三国間貿易で輸出する際に、上記の制約からシンガポールでBack to Back COOを発行し、ベトナムへの輸出を行っている。 （継続）	・弊社FOB価格を得意先に知られてしまうことを避けるためだけにこのような手間をかけており、上記対象外国も他のASEAN国と同様にFOB価格記載義務を撤廃して頂きたい。	
		日機輸 日機輸 日機輸	(3)	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAが導入されていても、運用体制が整っていない国では書面の提出を求められている。 （継続） ・e-ATIGAが導入されている国が限られている。 （継続） ・e-ATIGAの運用が不安定である。 ①システムダウンが起こり、Form Dの再申請が求められる。 ②署名が認識されない。 ③HSコードの理解が統一されていない。 （継続）	・全てのASEAN加盟国の早急な運用体制の確立。 ・早期の全てのASEAN加盟国への導入。 ・①システムの安定化。 ②署名マスターのシステム登録。 ③全ての加盟国での共通のHSコードの適用。	
		日機輸	(4)	原産地自己証明制度の形式・要件不備	・ベトナムへの大量出荷用に原産地自己証明制度（AWSC: ASEAN-Wide Self Certification）が提案されているが、形式と要件が固まっていないため、ベトナム税関の裁量により、e-ATIGAが推奨される。 （継続）	・要求仕様の標準化。	
		日機輸	(5)	AJCEP BACK TO BACK COの適用	・AJCEPのBACK TO BACK COの適用について各国税関の見解が異なっている。（インドネシア税関ではシンガポール税関発行のBack to Back C/Oを認めないと現地から情報共有があった）。 （継続）	・AJCEP BACK TO BACK COの運用について、ASEAN域内で統一、明確にして頂きたい。	
		日商	(6)	RCEPの利用方法の情報不足	・RCEPを使用するための資料（優位点等）が少なく、メリットが見いだせない。		
		日商	(7)	EPA/FTAの利用の煩雑・情報不足	・EPA/FTAを使用するために多量な資料を準備せねばならず、準備方法・注意点等の簡易マニュアルがない。 また、国・地域ごとにルールが違う。	・原産地証明書のデジタル化、EPA等の活用マニュアルの作成。	
		日機輸	(8)	EU-タイFTAの進捗の遅れ	・EU GSPからタイが外れることによる関税負荷。	・早期のタイEU EPA合意を望む。	
		日機輸	(9)	ASEAN経済共同体2025	・ASEAN経済共同体（AEC）の新たな方向性「AEC2025」が示された。		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	贋物、イミテーションへの取り締まり強化	・アセアン各国では、弊社製品の贋物、イミテーション品が横行しており、個別企業の対応ではほぼ無力で、極く一部をもぐらたたきしているに過ぎない。 商機の逸失、知財権の侵害の他、粗悪製品によるブランドイメージ毀損などが考えられる。弊社製品に限らず、ありとあらゆる製品のプレミアムブランドは直面している問題である。 （継続）	・各国との協力による贋物、イミテーション製造、取扱者に対する厳しい取り締まりを希望。	
19	工業規格、基準安全認証	日商	(1)	機械の技術仕様に関する要求事項の不明確	・地域ごとの機械の技術仕様に関する要求事項を見つけ、追跡するのが難しい。 （継続）	・それぞれの国が明確な機械の技術的要求仕様をWEB上で確認、追跡できるようにしてほしい。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	JEITA	(1)	契約書の電子署名	・コロナ禍により代表者の直筆によるサインが取得しにくくなっている状況と業務効率化の観点から弊社では電子署名の活用を推進しているが、国によっては政府機関が電子署名を推進していないことから相手方に利用を拒否されるケースがある。そうなると紙ベースでのやり取りとなり、郵送費や時間的コストがかかり双方にとって不利益が生じる。 （継続）	・電子署名の各国政府機関による積極的推進・PRと利用のための法整備をお願いしたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。